

一般財団法人 愛知県建築住宅センター長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金規程
(増改築)

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人愛知県建築住宅センター(以下「センターという。’)が実施する長期優良住宅建築等計画に係る増改築の技術的審査業務に係る申請料金について、必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 業務規程第12条に規定する技術的審査業務の申請料金は、一件につき、次に掲げる額とする。

一 在来工法の戸建住宅

(1) 在来工法の戸建住宅(併用住宅を含む)の増改築の新規計画の技術的審査料金は、下表による。

単位：円(税込)

種 別	床面積の合計	技術的審査料金		
		(い)	(ろ)	(は)
		法第6条第1項 (第1号～第6号 のすべての審査)	法第6条第1項 (第1号～第6号の内、 第3号以外を審査)	法第6条第1項 (第1号「長期使用構造 等」のみの審査)
標準料金	200m ² 未満	91,000	87,000	80,000
	200m ² 以上	102,000	98,000	91,000
耐震性審査 不要の場合	200m ² 未満	71,000	67,000	60,000
	200m ² 以上	82,000	78,000	71,000

(注)

- 併用住宅の場合の「床面積の合計」は、建物全体の延床面積とする。
- 床面積が500㎡以上の場合は上表にかかわらず別途見積りとする。
- 耐震診断法(建防協の一般診断法、精密診断法(時刻歴応答解析を除く))以外は、別途見積りとする。
- 躯体が木造で地下車庫等がRC造の建物等で、耐震診断が2種類以上必要なものは、上記料金に10,000円加算する。

(2) 在来工法の戸建住宅(併用住宅を含む)の増改築の計画変更の技術的審査料金は、下表による。

単位：円（税込）

種別	変更項目	技術的審査料金	
		センターが審査したもの	他機関が審査したもの
適合証交付済みの場合	耐震性	20,000	30,000
	上記以外	10,000	15,000
審査中の当初の審査依頼を取り下げ、改めて変更審査依頼をする場合	—	当初の申請料金の2分の1の額(千円未満切捨)	—

(注)

1. 料金は、変更1分野あたりの料金とする。例えば、センターが審査したものの耐震性と省エネルギー対策に関する変更の場合、料金は30,000円となる。
2. 耐震診断法（建防協の一般診断法、精密診断法（時刻歴応答解析を除く））以外は、別途見積りとする。
3. 躯体が木造で地下車庫等がRC造の建物等で、耐震診断が2種類以上必要なものは5,000円加算する。
4. 変更内容が軽微なものについては、別途協議による。

(3) 増改築工事完了後に、改めて増改築により計画変更する戸建て住宅(併用住宅を含む)の技術的審査料金は、別途見積りとする。

二 型式住宅等の戸建て住宅並びに在来工法及び型式住宅等の共同住宅
技術審査に係る料金は別途見積りとする。

(その他)

第3条 その他特別な事由により、上記料金表によらない場合は、別途センターと協議して定める額とする。

2 当センターの利用件数が多い場合、業務の効率化が期待できる場合等は、料金の減額ができるものとする。

(附則)

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

この規程は、平成28年10月1日より施行する。

